**子どもの健やかな成長を支援**

**基本目標４**

**現状と課題**

障害児への支援は、成長期に応じて、出生から幼児期、第一学齢期（義務教育期）、第二学齢期（義務教育後～18歳未満）までの切れ目のない支援の提供が必要です。本区では地域における障害児支援の中核として区立児童発達支援センターを設置運営し、障害のある子どもと家庭に対して適切な発達支援の提供を図っています。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、通園、通学の上での困りごとの上位３位は、「教育や療育の情報が少ない」「障害に応じた授業のサポート」「生徒や教員の障害への理解」となっており、障害児への周囲の理解が大きな課題となっています。また、介護者の悩みでは、割合の高い順に、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」「精神的な不安」「気軽に相談や介護を頼める人がいない」「自分のための時間が持てない」「家族に我慢をさせてしまう」となっており、介助をしている家族への支援が重要な課題となっています。

計画策定のためのアンケート（医療的ケア児編）調査結果では、介護の悩みや不安については、「身体的な負担」「成長や将来への不安」「緊急時の預け先がない」が上位３位となっており、介護負担や介護疲れがさらに大きな課題となっています。また、介護者の負担軽減のために必要なサービスについては、「レスパイト事業」「宿泊での預かりの場」「日中の預かりの場」「外出への支援」が上位を占めており、医療的ケアのある障害児が利用できるショートステイの整備が急務となっています。

本区では、令和６年度(2024年度)には、３か所目となる区立児童発達支援センターを葛西地域に開設し、保護者がより身近なところで子育ての悩みを相談できる環境を整備していきます。地域における障害児支援として、専門性に基づいた発達支援と家族支援、そして、子育て関連事業所に対する助言や援助機能を担っていく機関の充実が課題となっています。

また、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）に向けた支援については、障害児通所施設と保育所等との併行通園などにより、保育所やすくすくスクール等へのスムーズな移行が必要です。

子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境の整備を進めていくことが課題となっています。



|  |  |
| --- | --- |
|  | **施策の柱（１）子育て支援** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目１ | **障害のある子どもへの支援の充実** |

**①児童発達支援センター機能の充実　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 児童療育事業を行うとともに、研修実施や関係機関等との連携により地域の中核的な支援機関を担っていきます。発達相談・支援センターでは乳幼児から成人までワンストップで切れ目のない支援を行います。 | 児童療育事業を行い、かつ地域の中核的な支援機関であるよう関係機関と連携し、研修等を実施していきます。適切な児童発達支援センターの配置を見定め設置していきます。 |

**②育成室　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：保育課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■児童発達支援**発達に心配や遅れのあるお子さんに早期療育、発達支援を行います。保護者の方には、育児相談、発達相談、家族講演会などでお子さんの発達に必要な情報提供を行います。 | 職員の専門性の向上に努め、引き続き支援の充実に努めます。 |
| **■言語外来**構音、吃音などに心配のあるお子さんを対象に、言語聴覚士が専門相談を実施します。 | 就学前児童への地域子育て支援の一環として、お子さんの困り感に寄り添いながら今後も継続して実施します。 |

**③就学相談　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：学務課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行います。子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。 | 心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて、今後も、保護者や子どもの立場に寄り添った就学相談に努めます。 |

**④区立児童相談所における障害相談　　　　　　　　　　　　【所管：相談課、援助課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 子どもの養育に関する障害相談に応じます。 | 関係機関との連携を図り、安心して子どもを養育していける環境づくりを行います。 |



**⑤特別支援教育　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：学務課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■就学奨励費**特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。 | 引き続き、特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、適正な助成に努めます。 |
| **■専門家チームの派遣**配慮を必要とする児童・生徒を支援するために、学校の要請により医師・大学教授・臨床発達心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等で構成される専門家チームを学校に派遣して、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言します。 | 引き続き、配慮を必要とする児童・生徒を支援するため、学校からの要請により、学校へ専門家チームを派遣し、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言を行います。 |
| **■特別支援教室の全校実施**通常学級に在籍し、情緒面の課題に対し、指導が必要と認められた児童・生徒は、学校を移動することなく、在籍校において巡回指導を受けることができます。 | 引き続き、小学校・中学校の全校において実施していきます。 |

**⑥医療的ケア児支援の充実　　　　　　　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■医療的ケア児支援関係機関連携会議**医療的ケア児の支援に関する関係者間の連絡調整及び情報交換を行います。 | 医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| **■医療的ケア児コーディネーターの配置**医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担い、情報提供や関係機関と連携します。 | 医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| **■医療的ケア児等コーディネーター支援事業**医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している民間事業所へ助成します。 | 地域における医療的ケア児等コーディネーターの活動の定着を促進するため、今後も継続して実施します。 |
| **■医療的ケア児養育者支援事業**区と委託契約を締結した病院が、医療的ケア児をお預かりし、健康の保持や、その介護を行う家族等の負担軽減するための事業を行います。 | 医療的ケア児の増加等を踏まえ、今後も継続して実施します。 |



|  |  |
| --- | --- |
|  | **施策の柱（２）教育の振興** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策項目１ | **インクルーシブ教育システムの推進** |

**①保育園のインクルーシブ保育　　　　　　　　　　　【所管：子育て支援課、保育課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| **■巡回訪問**全園を対象に、保育経験の豊富な職員が巡回訪問を実施します。 | 引き続き、研修や巡回等を通じて、発達に心配のある子や障害児へのインクルーシブな保育環境の推進を支援していきます。 |
| **■保育園発達支援コーディネーター育成研修、ステップアップ研修**発達に心配や障害のある園児への理解を深め、適切な保育への援助や保護者支援ができる職員の育成を目的に、認可私立・区立保育園を対象にした研修を実施します。 |
| **■医療的ケア児の受け入れ**集団保育が可能な医療的ケア児の保育園受け入れを行います。 | 引き続き、ニーズや受け入れ体制を検討していきながら、医療的ケア児の受け入れを行っていきます。 |

**②区立小・中学校のインクルーシブ教育　　　　　　　　【所管：教育推進課、学務課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 区立小・中学校において日常的に医療的ケアが必要な児童等の受け入れ及び看護師派遣を実施します。なお、すくすくスクール学童クラブ登録においても、医療的ケア児や障害児への支援を行います。 | 今後も保護者や学校と情報共有を図りながら、医療的ケア児の受け入れを行っていきます。また、円滑な就学に向けて必要な相談・支援を行います。 |

**③放課後等デイサービス事業者との連携　　　　　　　　　　　【所管：障害者福祉課】**

| **事業内容** | **今後の取組の方向性** |
| --- | --- |
| 支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保護と健全な育成を図ります。 | 放課後等デイサービス事業所は、個々の状況に応じた適切な療育を行うことを目的とし、アセスメント評価表を定期的に作成します。また、保護者へは、３年に一回更新時に挙証資料の提出を求めることとし、必要な児童が、適切判断の上でサービスを利用できるようにします。 |



都立特別支援学校小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的（行事等への参加等）・間接的（学校便り等の交換等）な交流を行っています。

副籍交流



葛西臨海公園でのバーベキュー食事会

【医療的ケア児への支援】